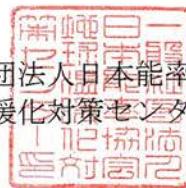


温室効果ガス排出量 検証報告書

2021年7月20日

株式会社かんぽ生命保険様

一般社団法人日本能率協会
地球温暖化対策センター



1. 検証の対象及び目的

株式会社かんぽ生命保険（以下「事業者」という。）が作成した国内事業所※1（以下「算定対象」という。項目3参照）における排出量算定結果「2020年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の以下の温室効果ガス排出量情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会 地球温暖化対策センター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1)スコープ1 温室効果ガス排出量

算定対象において事業者が使用したエネルギーの使用に伴って排出されるCO2排出量

2)スコープ2 温室効果ガス排出量

算定対象において使用した電力、熱等の使用に伴って排出されるCO2排出量

3)スコープ3 温室効果ガス排出量

算定対象の事業活動におけるスコープ3 カテゴリー1, 2, 3, 6, 7, 12※2において排出されるCO2排出量

検証の目的は、算定方法※3に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成しCO2排出量情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載されたCO2排出量情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載のCO2排出量を決定するために用いられた情報に関する、算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- CO2排出量の正確性を確認するためにサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2020 年度の温室効果ガス排出量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

*1 算定対象	スコープ	検証された 温室効果ガス排出量
本社組織、エリア本部、支店	スコープ 1	3,120.6 t-CO2
スコープ 1 と同様	スコープ 2	12,253.3 t-CO2
以下参照	スコープ 3	8,654.6 t-CO2
スコープ 3 内訳		
本社、支店、郵便局、簡易郵便局	カテゴリー1	2,525.2 t-CO2
支店	カテゴリー2	0.0 t-CO2
スコープ 1、2 と同様	カテゴリー3	2,894.6 t-CO2
本社組織、エリア本部、支店	カテゴリー6	416.9 t-CO2
本社組織、エリア本部、支店	カテゴリー7	2,746.9 t-CO2
サービスセンター、支店、郵便局、簡易郵便局	カテゴリー12	71.0 t-CO2

NOTE:

※1 : 2020 年度算定対象事業所は上記表を参照

- ・本社組織：本社（3 抱点）、サービスセンター（7 抱点）、コールセンター（3 抱点）、データセンター（2 抱点）、エリアコンプライアンス室（13 抱点）
- ・エリア本部：北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄（計 13 抱点）
- ・支店：かんぽ生命支店（82 支店）
- ・郵便局：生命保険募集を行う郵便局（20,035 店）
- ・簡易郵便局：生命保険募集委託契約を締結している簡易郵便局（506 局）
- ・スコープ 1、2 はグループ間テナントを除く

※2 : スコープ 3 のカテゴリー1, 2, 3, 6, 7, 12

- カテゴリー1（購入した製品・サービス）：購入したユニフォーム（支店のみ対象）、コピー用紙（本社のみ対象）、保険証書、約款・しおり、帳票（支店、郵便局、簡易郵便局のみ対象）を対象
- カテゴリー2（資本財）：2020 年度に購入した車両を対象
- カテゴリー3（スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動）：対象事業所で使用した燃料（ガソリン、灯油、A 重油、都市ガス、L P ガス、軽油）、電力・熱を対象
- カテゴリー6（出張）：対象事業所の従業員（正社員）を対象
- カテゴリー7（雇用者の通勤）：対象事業所の従業員（正社員）を対象
- カテゴリー12（販売した製品の廃棄）：保険証書（サービスセンターのみ対象）、約款・しおり（支店・郵便局・簡易郵便局のみ対象）を対象

※3 : スコープ 1, 2 の算定方法：事業者が作成した「算定手順書（スコープ 1, 2）」

スコープ 3 の算定方法：「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.3）」、及び、事業者が作成した「算定手順書（スコープ 3）」

以上